

平成 30 年 3 月 30 日

## 趣旨（※該当する全てにチェック）

- 各種資料や情報提供  
イベント・会議等の案内  
その他（ ）

発 表 事 項	桜井市高齢者総合福祉センター利用者制限の撤廃及び名称の変更を行います	
内 容	<p>桜井市では、広く市民の方や市外からの観光客の方等が利用できるように、平成 27 年 4 月 1 日から、高齢者総合福祉センターの浴場利用者の年齢制限を撤廃しました。</p> <p>それに加えて、平成 30 年 4 月 1 日から地域間・世代間交流を目的として、貸し館の利用者制限を撤廃し、住所・年齢を問わず、どなたでもご利用できるようになります。また、それに伴い施設の名称を「高齢者総合福祉センター」から「総合福祉センター」に改めます。</p>	
日 時	<p>平成 30 年 4 月 1 日より開始          開館時間：9 時～17 時（浴場利用時間：10 時～16 時）          休館日：月曜日、火曜日、祝祭日の翌日          年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）</p>	
場 所	<p>桜井市高齢者総合福祉センター（新：桜井市総合福祉センター）          住所：桜井市大字倉橋 1166 番地</p>	
資 料		
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> 後日掲載（ 4 月 1 日掲載予定）	
問い合わせ先	担 当 課	福祉保険部 高齢福祉課
	取材対応者	
	問い合わせ窓口	高齢福祉課（0744-42-9111）内線 282
そ の 他		